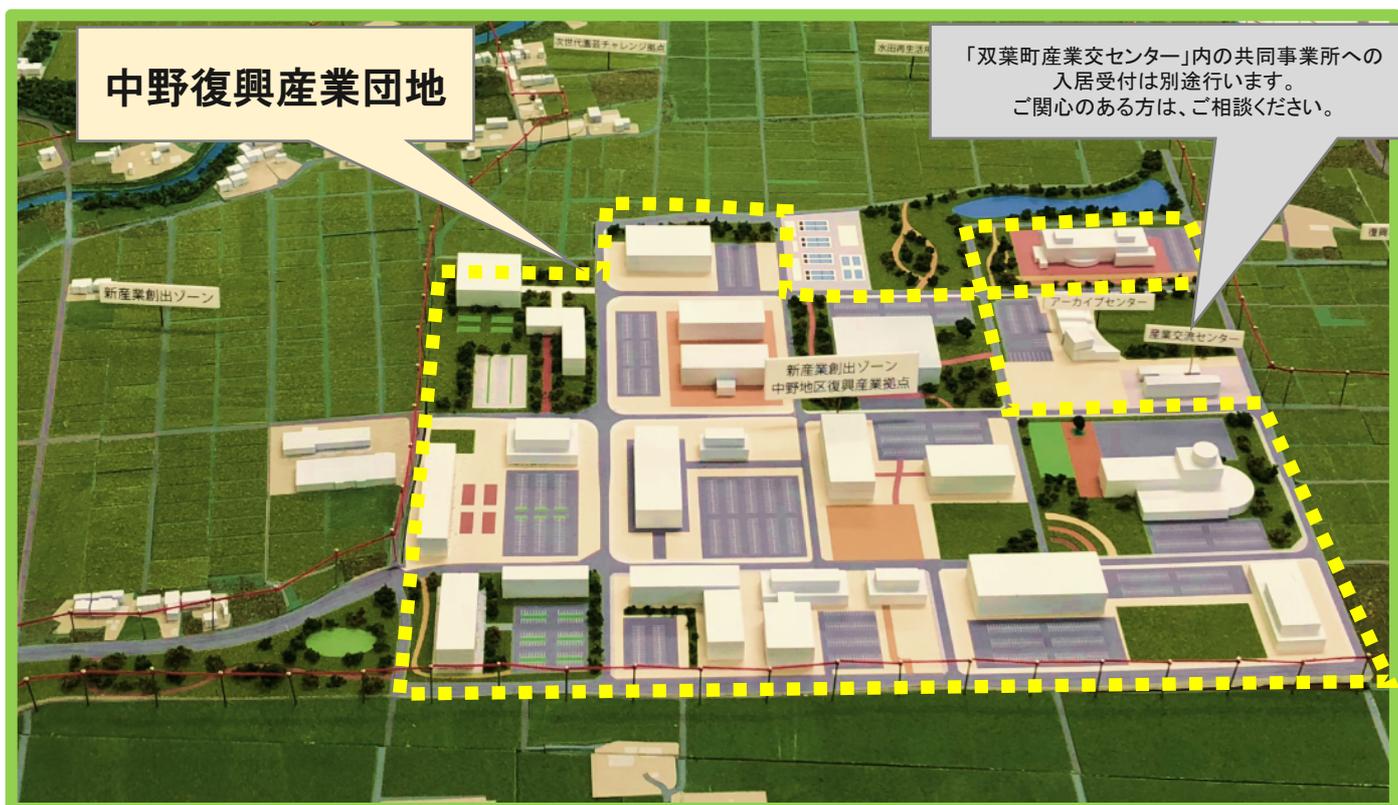
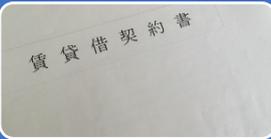


双葉町中野地区復興産業拠点内 中野復興産業団地に係る町独自支援について



 賃貸借契約書

最大3年間賃料無料

敷地面積(m²) × 3年 × 150円



操業奨励金

延床面積(m²) × (【基礎】1,000円+【特別】9,000円)



雇用促進奨励金

地元雇用者数 × 一人当たり最大30万円



緑地面積率等緩和

緑地面積率15%、緑地+環境施設面積率20%

※いずれも、各種要件、限度額等がございます(裏面参照)。

中野復興産業団地への企業立地に係る町独自支援をご紹介します

最大3年間賃料無料

定期借地権を設定し、工場、事業所又は研究施設を整備する事業者について、中野地区復興産業団地に係る賃料を3年間、または2024年3月31日までのいずれか早い日までの間の賃料を、無償とします。

操業奨励金

以下の対象要件を満たす事業者に交付します。
一事業者あたり、基礎奨励金＋特別奨励金の合計額3,000万円を限度額とします。

基礎奨励金	対象	事務所、試験研究施設、研修施設、物流業務施設、工場その他これらに類する施設を新設又は再開した事業者であり、以下の要件を満たす者 (1)投下固定資本総額 500万円以上(2)常時使用従業員数 2人以上
	支援内容	新設又は再開に係る事業所等延床面積×1,000円/㎡
特別奨励金	対象	試験研究施設、研修施設又は工場であってイノベーションコースト構想の重点分野(廃炉、ロボット、エネルギー、環境・リサイクル、農林水産業等)に係るものその他これに類するもの(特定施設)を新設又は再開した事業者であり、以下の要件を満たす者 (1)投下固定資本総額 5,000万円以上(2)常時使用従業員数 20人以上
	支援内容	新設又は再開に係る事業所等延床面積×9,000円/㎡

雇用促進奨励金

操業奨励金の交付を受け、以下に該当する従業員を雇用する事業者に交付します。一事業者あたり、500万円を限度額とします。

町内に住所を有する、1年以上雇用している従業員数×10万円

※2023年3月31日までに新設又は再開した事業所等については、「町内に住所を有する 又は2011年(平成23年)3月11日に町内に住所を有していた、1年以上雇用している従業員数×30万円」とします。

緑地面積率等緩和

特定工場に係る緑地率を国準則から緩和し、緑地面積率を15%以上、緑地及び環境施設面積率を20%以上とします。

立地受付～契約～事業開始までの流れ

随時

平成31年1月～

契約後

立地を希望されている事業者様は、エントリーシートをご提出ください。

順次面談及び詳細の協議を行います。

正式申し込みを受け付け後、審査を行い、賃借予定者を決定し通知します。その後、立地協定を締結。

整備が完了した街区から順次、賃借開始予定

契約から2年以内に施設建設に着手し、3年以内に建設を完了し、事業を開始していただきます。



<http://www.futaba-fukkou.jp/2117>

※双葉町復興ポータルサイト内「双葉町中野地区復興産業拠点への立地受付開始のお知らせ」(<http://www.futaba-fukkou.jp/2117>)にPC等からアクセスいただき、エントリーシートをメール・FAX・郵送等でお送りください。後日、担当者よりご連絡いたします。

【お問い合わせ】

双葉町復興推進課 復興推進係

〒974-8212 福島県いわき市東田町2丁目19-4

TEL:0246-84-5200(代表)/0246-84-5203(直通) FAX:0246-84-5212

E-Mail:fukko@town.futaba.fukushima.jp

URL:<http://www.futaba-fukkou.jp/>

